

保育所等の職員による虐待通報義務化に伴う子ども家庭審議会の対応について

○改正児童福祉法第33条の15第1項、改正認可園法第27条の6第1項に規定される、講じた措置、被措置児童等の状況等の児童福祉審議会等への報告について、子ども家庭審議会の中に、新たに保育所等利用児童支援専門部会を設置し、対応することとする。

併せて、上記に親和性の高い事項について所管することとする

【部会委員構成】

- | | |
|-------|---|
| 学識経験者 | ： 人権保育に知見を有する者または被措置児童等虐待に知見を有する者
児童の発達・児童心理に知見を有する者
保育所等の運営経験を有する者
乳幼児医療・母子保健に知見を有する者 |
| 弁護士 | ： 子どもの権利擁護
労働分野 |

○調査審議事項の内容

- ・ 被措置児童等虐待の防止等に関すること（児福法第33条の15第1項、改正認可園法第27条の6第1項）
所管行政庁の対応方針等について意見を述べる
所管行政庁だけでは調査が困難な場合や、報告だけでは不十分な場合、関係者からの意見聴取、資料提供を求める
- ・ 保育士登録の取消しに関すること（保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を準用）
被措置児童等虐待を認定される等により保育士登録の取消し処分を検討する者について、その処分の適否等の助言を行う
- ・ 保育士の再登録に関すること（児福法18条の20の2第2項）
特定登録取消者の再登録について、府による調査結果等をふまえて助言を行う
※児童福祉施設等認可等専門部会の審議事項から所管部会を変更

○保育士資格の取消処分について適否等の助言を行うことから、委員の氏名は非公開とする。